

素形材産業取引適正化委員会における検討事項(案)

1. 「論点」深化

(型管理の適正化)

- ◇昨年12月、「型取引の適正化推進協議会」における報告書が取りまとめられた。本報告書の内容を「素形材産業取引ガイドライン」においても適切に位置づけるとともに、型管理台帳の作成や一斉点検など、素形材産業における取組についても盛り込む必要があるのではないか。
- ◇型管理の適正化の本来的な課題の所在は、「補給品市場」の適正化にあるところ、補給品市場における適正取引に向けた手続き・費用の在り方について、素形材産業としての考え方を整理する必要があるのではないか。

(社会情勢変化に当たっての諸問題)

- ◇現下の社会情勢の変化に照らした以下のような新たな論点について、素形材産業取引ガイドラインにおいて記載を追加すべきではないか。
- ・働き方改革のしわ寄せ防止
 - ・運送費等の価格転嫁
 - ・BCP 対応におけるコスト負担・取引先の協力 など

2. 「実行」強化

(素形材産業外部に対する「実行」)

- ◇「素形材産業取引ガイドライン」では、累次にわたる改訂により、多様な問題をカバーするに至った。しかしながら、素形材産業が受注側となる取引関係(他業界の大企業との取引関係)の改善には、本ガイドラインを活用した個社間交渉を前提としつつ、一定の限界も存在する。個社間交渉を超えた取組として、素形材産業全体としてどのような取組を進めるべきか。
- ◇取引適正化に対する社会的気運が高まる中、外国資本の企業など、依然として認知の段階から課題を抱える企業も存在する。こうした企業に対して、どのようにアプローチを進めていくか。

(素形材産業内部における「実行」)

- ◇これまで、素形材産業は、受注側業界としての立場で発注側業界に対して取引適正化を求めてきたが、現在、発注側業界と受注側業界とで取組状況にかかる認識のギャップが広がっている。取引適正化の実現にはサプライチェーン全体での取組が不可欠となる中、発注側業界における改善と同時に、素形材産業内部においても、自らが発注側となる主体を中心として、取引の適正化を徹底する必要があるのではないか。

以上